3　改正法附則第四十七条第四項第五号の政令で定める部分は、次の各号に掲げる繰入金の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第九十九条第一項の規定による繰入金　高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第四号）第二条の規定による改正後の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「新高齢者算定政令」という。）第十条第一項に規定する額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「新高確法施行令」という。）第十八条第一項第八号の被保険者均等割額に係る部分に限る。）を全ての市町村について合算した額に相当する部分

二　高齢者の医療の確保に関する法律第九十九条第二項の規定による繰入金　新高齢者算定政令第十条第二項に規定する額（新高確法施行令第十八条第一項第八号の被保険者均等割額に係る部分に限る。）を全ての市町村について合算した額に相当する部分

内閣総理大臣　高市　早苗

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十三号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十八条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「手当は、」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の」を加える。

第五十三条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

府令・省令

○内閣府・文部科学省令第三号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第八号、第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十七条、第三十八条第一項から第三項まで、第四十八条、第五十条並びに第五十条の六第一号及び第二号（これらの規定を独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）附則第六条により読み替えて適用する場合を含む。）、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二十一条第二項並びに独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第三百九十五号）第十条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人男女共同参画機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令を次のように定める。

令和八年三月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平

独立行政法人男女共同参画機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他内閣総理大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第二条　機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　機構の役員及び職員

二　前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日